



平成29年5月30日

各 位

会 社 名 帝国通信工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 一柳 和夫
コード番号 6 7 6 3 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 取締役上席執行役員 早川 隆巳
電 話 番 号 (0 4 4) 4 2 2 - 3 1 7 1

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第95回定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、1,000株から100株に変更するものです。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第95期定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の理由

上記、「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、当社株式について5株を1株にする併合を行うものです。

(2) 株式併合の内容

①株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合します。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	50,709,167株
株式併合により減少する株式数	40,567,334株
株式併合後の発行済株式総数	10,141,833株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	7,042名（100%）	50,709,167株（100%）
5株未満	337名（4.8%）	406株（0.001%）
5株以上	6,705名（95.2%）	50,708,761株（99.999%）

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式のみ所有する株主様337名（所有株式数の合計406株）が株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて交付します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図る

ため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少します。

変更前の発行可能株式総数	79,508,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	15,901,600 株

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 95 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、定款の変更を行うものです。なお、本定款変更は、株式併合議案が承認可決されることを前提とした第 95 期定時株主総会の議案とします。

(2) 定款変更の内容（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>79,508</u> 千株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>15,901,600</u> 株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
	附則
	<u>第 5 条及び第 7 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 95 期定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって変更します。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日（株主総会招集決議）	平成 29 年 5 月 30 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
株主様へ株式併合割当通知発送	平成 29 年 10 月中旬（予定）
端数処分代金のお支払い	平成 29 年 12 月初旬（予定）

以上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限は平成30年10月1日とされています。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、その主旨を尊重し、当社の株式売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位当たりの金額）を適正な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株主様が所有の株式数は5分の1となりますが、一方、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【※お問合せ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿代理人）にお問合せください。

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）